

新旧対比表（入札説明書等） 質疑応答を受けての変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧	変更理由
1	落札者決定基準	11	別表 提案項目と評価の視点 1(2)ウ(ア)業務実施体制 ○ 施工管理企業と施工業者の連携体制を構築しているか。	別表 提案項目と評価の視点 1(2)ウ(ア)業務実施体制 ○ 施工監理企業と施工業者の連携体制を構築しているか。	誤記の修正
2	提案書作成要領 [提案書 様式集]	3	ウ 施工業務の執行体制 施工業務における体制構築の考え方及び体制図 a 施工管理企業、施工業者及び断通水業者の施工体制	ウ 施工業務の執行体制 施工業務における体制構築の考え方及び体制図 a S.P.C.、施工管理企業、施工業者及び断通水業者の施工体制	誤記の修正
3	要求水準書	8	削除	(用語の定義) <u>設計変更</u> <u>設計内容（図面、数量、工事費内訳等）と現場の状況や条件が異なる場合などに、工事を完遂させるために設計内容を変更する行為。</u>	第4-1-(4)に具体的な定義が示されており、重複しているため
4	要求水準書	8	削除	(用語の定義) <u>耐震管路網</u> <u>想定地震動と水道管を埋設している地盤状況との相対的な力学的特性を踏まえ、地震が発生した場合においても断水するリスクが低いと判断される耐震管及び耐震適合管（レベル2地震動において、地盤によっては管路の破損や継手の離脱等の被害が軽微な管）で構成される管路網。</u>	本文中に出てこない用語であるため
5	要求水準書	28	第4-1-(4)設計変更 第5-2-(7)において明示した設計内容から、施工着手後に判明した事象に伴う第6-2-(6)の施工数量の認定を受けて、 <u>変更内容をとりまとめ、工事費の精算の対象項目について都度判定する業務（物価変動に基づく工事費の変更を含む）。</u>	第4-1-(4)設計変更 第5-2-(7)において明示した設計内容から、施工着手後に判明した事象に伴う第6-2-(6)の施工数量の <u>変更</u> を受けて <u>設計変更を行い、市が精算の対象として負担する項目について都度判定する業務（物価変動に基づく工事費の変更を含む）。</u>	運営業務で実施する設計変更の業務範囲を明確化

新旧対比表（入札説明書等） 質疑応答を受けての変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧	変更理由
6	要求水準書	32	<p>第4-2-(4)設計変更</p> <p>ア 第6-1-(6)の施工数量の認定後、当該変更箇所を着手する前に当該項目の数量と工事費数量明細書（積算額）、設計変更理由書を市に提出し、協議すること。</p> <p>また、<u>第6-1-(6)において変更された設計図面及び数量などの設計変更に係る資料一式をとりまとめ</u>、市の承認を得ること。</p>	<p>第4-2-(4)設計変更</p> <p>ア 第6-1-(6)の施工数量の認定後、当該変更箇所を着手する前に当該項目の数量と工事費数量明細書（積算額）、設計変更理由書を市に提出し、協議すること。</p> <p>また、<u>第5-1-(7)で作成した設計図面及び数量を変更（設計変更）</u>し、市の承認を得ること。</p>	〃
7	要求水準書	51	<p>第6-2要求水準</p> <p>業務の実施にあたって、市が実施しているISO22000に基づく水安全マネジメントシステムの業務品質管理の方法を踏まえて、アに基づき施工計画書を作成し、イに基づき業務執行体制を確保した上で、(1)から<u>(8)</u>の事項を満たすこと。</p>	<p>第6-2要求水準</p> <p>業務の実施にあたって、市が実施しているISO22000に基づく水安全マネジメントシステムの業務品質管理の方法を踏まえて、アに基づき施工計画書を作成し、イに基づき業務執行体制を確保した上で、(1)から<u>(6)</u>の事項を満たすこと。</p>	誤記の修正
8	モニタリング基本計画	9	<p>第3-2-(2)ウ 協議による事業計画の承認</p> <p>また、<u>事業者が、本事業期間中、事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の承認を得るものとする。</u></p>	新設	事業契約書記載の内容について追記し、内容を明確化
9	モニタリング基本計画	20	<p>別紙2-2</p> <p>分類 <u>経営</u></p>	<p>別紙2-2</p> <p>分類 <u>運営・経営</u></p>	別紙2-1記載の運営業務との混同を避けるため、文言の修正